

**模擬国連 2025年冬会議**  
**Position and Policy Paper まとめ E議場**  
**<12月24日 公開>**

大会フロントより

PPP の作成ありがとうございました。まとめが完成しましたので共有いたします。万が一、掲載に誤りがある場合は、質問フォームからお問い合わせください。なお、編集に際しては、以下の点をご承知おきください。

- ① 文末に議場に対する挨拶や交渉に関するメッセージが記載されていたものもありましたが立場や政策のまとめという観点から、それらは削除させていただきました。（「～と協力したい」という一般的な表現は国際協力に関する政策・方針として受け取ますが、「～と話したい、議論したい、一緒に DR を作りたい」というような表現で当日の会議行動に触れたものは交渉に関するメッセージになりうるため削除しました。）
- ② 複数回提出された場合は、原則最新のものを反映させるように努めましたが、作業が煩雑であり、本来は資料をこちらが差し替える義務はないため、仮に最新のものがまとめに反映されていなくても掲載内容の訂正は受け付けいたします。
- ③ 箇条書きや字数オーバーなど、書式のミスはフロント側に編集させてもらいました。

また、残念ながら PPP の未提出、不受理が見受けられました。全部の PPP が事前に共有できなかったことで会議の公平性が担保されず、他の参加者に迷惑がかかることがあります。その点についても、皆さんができる会議である以上、不都合や支障も含めて皆さん全体で許容していくかなくてはなりません。時間や会議行動において各自がしっかりと責任を自覚し、果たしていただくようお願いいたします。PPP 不掲載となつた大使は、初日冒頭の議長提案のモードが採択された場合は、必ず発言を希望し、その中で十分にご説明いただくようにお願いいたします。

## Australia

オーストラリアは、子どもの権利を大切な価値の一つとして考え、児童労働や児童婚、児童買春、人身取引に対して、法律や保護制度を整えてきた。特に、児童の性的搾取や人身取引については重大な犯罪として扱い、被害を受けた子どもを守り、回復を支援することを重視している。また、2025年12月からは世界で初めての16歳未満の子供のSNS禁止の法律を施行した。しかし近年、インターネットやデジタル技術の発展により、オンライン上での児童搾取が広がっており、一国だけの対策では十分に対応することが難しくなっている。また、オーストラリアはアジア太平洋地域に位置しており、周辺地域での貧困や紛争、難民問題が、子どもが搾取される危険を高めているという現実もある。このような課題に対応するためには、国際社会と協力しながら取り組むことが欠かせない。

すべての子どもの搾取をなくすためには、予防、保護、国際協力の三つを大切にした取り組みが必要だと考える。児童労働や児童婚、性的搾取の背景には、貧困や教育を受ける機会が十分にないことが大きく関係している。そのため、すべての子どもが無償で質の高い基礎教育を受けられるようになることが、最も効果的な予防策である。また、インターネットの利用や危険性についても教育を受ける機会があることで学ぶことができ危険から逃げる力を身につけることができると言える。特に女子教育を進めることは、将来の選択肢を広げ、児童婚や性的搾取を防ぐことにつながる。さらに、すでに被害を受けた子どもについては、犯罪者として扱うのではなく、保護と回復を最優先にするべきである。医療や心理的なケア、学校への復帰、社会への再参加をまとめて支援することで、同じ搾取が繰り返されることを防ぐことができると言える。また、人身取引やオンライン上の児童搾取など国境を越える問題に対しては、新しい制度を無理に作るのではなく、すでにある国際機関や条約の枠組みを活用し、データの共有や捜査・司法分野での協力を進めることが重要である。また民間企業とも協力することで国の負担を最小化することができると考える。これらの取り組みは、各国の主権や文化、発展の段階を尊重しながら行われるべきであり、オーストラリアは、強制や制裁ではなく、協力と支援を通じて国際社会全体で子どもの権利を守ることを提案する。

## Bangladesh

バングラデシュは以前まで、アジアの最貧国の一つとして数えられていたが、最近は縫製業の増加により、世界第2位の衣料品輸出国として知られるほど、目覚ましい経済発展を遂げている。しかし、その裏側には、主に児童労働、児童婚の2つの問題が隠されている。

まず、ILOの2013年の調査によると、5歳から17歳までの約170万人の子供が児童労働に従事し、男子は工場へ、女子は家の使用人としてはたらきにてており、勤務先でも、十分な睡眠が取れなかつたり、虐待を受けることもあるそうだ。

なんと自国は世界の児童婚の3分の1を占めており、ユニセフの資料によると、女性の約66%が18歳になる前に結婚している。理由としては、家族の養うお金を稼ぐため、借金を返すためなど様々だ。

しかし、児童婚は子供から勉強するチャンスを奪い、将来の夢を奪い、若すぎる妊娠や出産によって、命や健康にも大きな危険をもたらしている。

ユニセフやNGOは法体制強化の働きかけをバングラデシュ政府にするとともに、保護委員会を作成し身体的暴力、体罰、性的暴力などを受けている子どもたちの保護を行っている。また、専門的な支援が必要な時には、政府機関やNGOが直接対応に当ながら、子供達を守る活動をしている。

しかし、いまだに児童労働や児童婚の問題は減っていない。

そこで、私たちが求める支援は、主に、教育面だ。

自国は初等教育は無償化になっているが、学用品などに払うお金が足りないため、退学

する生徒が多い。また、先生になるための資格が必要ないため、質の高い教育が行われていないのが現状だ。そして、給食も栄養士が献立をたてているわけではないため、十分な栄養がとれないことも問題になっている。そのため、初等、中等教育への国際的な財政支援を強化し、特に女子教育の奨学金制度や通学環境の改善を推進することが大切だと考える。そのため、先進国側には先生を派遣する人道的な支援と、子供たちが快い学校生活が送れるような環境づくりや奨学金制度の制定のための財政支援を求める。

これ意外にも、バングラデシュは、海面上昇や大きな嵐など、気候変動の影響を強く受けている国の一で、自国の力だけでは対応が難しい。そのため、国際社会からの資金面での援助や災害に強いインフラ作り、農業を支える技術などについての協力が重要だと考える。

私たちは、助けを求めてきました。もう、自国では対応できない状況です。

(削除)

### Bolivia

現在のボリビアの議題に関する状況と課題をまず共有させていただきます。ボリビアは近年子どもの権利を尊重しています。まず児童労働の面ではボリビアは労働法を修正して、10歳から12歳でも働く例外の規定を消しました。現在の最低就労年齢は14歳となっており、なので14歳未満の労働は禁止されました。さらに14歳から18歳までの労働条件も決められており、一日最大8時間で週は最大40時間までという時間制限がかけられていて、親の許可や地方自治体の児童保護機関の許可も必要となっています。児童婚は今まで18歳未満でも結婚が可能になってしまった例外規定がありましたが、最近それを改正して、18歳未満での結婚は全面禁止となりました。そしてこのような児童婚などのルールを公務員などが支援した場合刑事的責任を負うことになりました。さらに児童買春や児童取引なども法制度があり、関与した者には長期の刑罰などが課されます。しかしこのような改革をボリビアは進めていますが、児童取引や児童買春などを今は完全に禁止できているわけではなく、防げていない面もあります。さらにこのようなことの被害者の支援や監視体制や児童労働などの法の実行力や資金が足りないなどの課題もあるのが事実です。そして今回私たちが提案する政策は国連に子供が直接意見を提出できるような制度を作ることです。なぜ今回このような制度を提案するかというと、今の国連では子供が直接意見を提出できる制度がないので子供からの意見を取り込めていないところもあると思うので、そのようなところを改善するためには子供が意見を言えるような制度を作ることが重要だと思いました。そのような制度を作るにあたって提出方法などは学校や地域などが子供の間で話し合い代表者が提出をしたり、オンラインでも意見を提出できるようなシステムの構築や匿名提出も可能にすることによって意見を出しやすいようにします。そしてそこの流れなどは各国の意見なども参考にして取り組んでいきたいと思います。そしてこの政策で子供たちが意見を出しやすい社会を作っていくたいです。 (削除)

### Brazil

① ブラジルは、子どもの権利保護に向けて国として多くの取り組みを進めている一方で、依然として深刻な課題を抱えています。近年のデータでは、5歳から17歳の子どもと若者のうち、およそ165万人が何らかの形で児童労働に従事していると報告されています。特に農村部や非公式経済の領域でその割合が高く、家庭の貧困や教育へのアクセス不足が大きな要因となっています。また、有害な環境で働くを得ない子どもが約56万人にのぼるという事実は、健康と安全が十分守られていない現状を浮き彫りにしています。さらに、デジタル化の進展に伴い、インターネット上の児童搾取や虐待の報告件数も増加しています。通報が増えていることは社会の意識が高まっている裏返しではあるものの、それでも被害の深刻化と新しいタイプの搾取が発生していることは否定

できません。こうした問題は、特に社会的・経済的に弱い立場に置かれやすい黒人や褐色人種の子どもに偏っており、ブラジルに根強く存在する格差と結びついています。ブラジル政府はSDGs目標8.7に沿って、児童労働や人身取引を根絶する国家戦略を導入し、複数の省庁が連携して取り組みを進めています。しかし、法律の実行力の不足や監視体制の不十分さ、そして地域によって状況が大きく異なる点など、課題は残されたままです。これらの現状は、児童搾取の根絶がいかに複雑で、長期的な視点を必要とする問題であるかを示しています。

②第一に、貧困と児童労働が強く結びついている現状を断ち切るため、家族の生活を直接支える支援策をさらに拡充することです。教育への継続的な参加を条件とした所得支援プログラムや、地域ごとに特化した教育支援を強化することで、子どもが学校から離れてしまう根本的な理由を減らすことができます。特に地域格差が大きい北部・北東部に重点を置くことで、より公平な環境づくりが可能になります。

第二に、児童労働や搾取に対する監視と司法の強化です。労働監査体制の拡充はもちろん、非公式経済や農村部での取り締まりを強力に推進し、搾取を行う個人や企業への厳格な制裁を徹底する必要があります。また、児童搾取や性的虐待を迅速に扱う専門の司法ユニットを設置し、捜査から判決に至るまでの対応をより実効性のあるものにしていきます。

第三に、急速に広がるオンライン空間での児童搾取に対処するため、国内外のプラットフォーム事業者との協力を深め、通報体制の整備やAI技術を活用した監視システムの導入を推進します。この問題は国境を越える性質を持つため、国際社会との協調が不可欠であり、ブラジルとしても積極的な情報共有と共同対策を進めていく方針です。これらの政策を同時に進めることで、すべての子どもが搾取から守られ、その可能性を最大限に發揮できる社会に近づくことができます。ブラジルはこの目標を国際社会と共有し、より安全で公平な未来の実現に貢献する決意です。

## Cambodia

自国カンボジア王国の、子どもに対するあらゆる形の搾取について現状を説明する。

第一に、自国では現在18歳未満の子どもの約11%が児童労働を強いられている。自国の児童は、特に国外のタイやマレーシアの過酷な労働環境で働いていることが多い。国内では、家庭の経済的貧困のため、農村部より都市部や海外の使用人として働く方が収入を得られるとされているが、実際は多くの搾取、身体・性的暴力等が横行している。

第二に児童婚については、現在18歳未満で結婚している人が約18%で、減少傾向にあるものの、富裕層と貧困層の経済格差の拡大により先行きが不安だ。

第三に児童売買、性的搾取問題は2000年代初頭に比べると改善したが、政府関係者の共犯、強制労働により、未だ完全な解決には至っていない。特にオンライン上の児童性的搾取及び虐待が深刻で、政府も改善に努めている。

次に自国カンボジア王国では、以下の四つの政策を提案する。

第一に資金面での国際協力の強化だ。自国は経済的に余裕のある国に、UNICEFやUNFPAなどの国際組織を通じた経済的支援を求める。これらの資金で、貧困家庭のための社会保障制度を確立する。具体的には、一定の生活水準に満たない家庭に対して、持続的に月額給付を行う。また、無償教育の下でも負担となっている、学用品の費用を公的に補助し、中等教育を修了しやすい環境を整える。自国は経済発展が進んでいるが、未だ農村部では貧困家庭が多く経済格差が大きい。農村部では、親の収入不足により子どもが児童労働せざるを得ない状況にあり、結果的に児童婚、児童売買、児童買春に繋がっている。これらの根本の原因である貧困を解決し、児童労働、間接的に児童婚、児童売買、児童買春の解決を目指す。

第二に教育分野の改革だ。教育の質を向上させるため、教員の研修制度を導入し、教育技術が発展している国に技術支援を求める。さらに、奨学金制度を確立し、貧困家庭の子どもでも継続して教育を受けられるようにして、将来的な自立を可能にする。これらにより、児童労働や児童婚の根本的な原因である、教育不足、貧困の解決を目指す。

第三に児童売買および児童買春への対策だ。自国は、各国に対し、児童売買および児童買春行為を明確に禁止とし、実効性のある法的措置や取締体制を確立することを求める。これにより国際的な解決に繋がるだろう。

第四にオンライン上の児童の性的搾取および虐待（OCSE）への対策である。OCSEはインターネット上で国境を超えて発生しているため、単一国家での解決が難しい。自國は各国に対し、捜査協力、情報共有等の国際協力の強化を求める。これにより、インターネット上の児童の性的搾取、児童売買、児童買春の解決を目指す。

自國は以上の政策を通して、国際社会と連携し、子どもに対するあらゆる形の搾取を根絶することを目指す。

## Canada

カナダは1991年に子どもの権利条約を批准して以来、「A Canada Fit For Children」を掲げ、子どもが安全かつ尊厳をもって生活できる社会の実現を目指し、国内外で継続的に取り組んできた。国際社会においても、子どもの権利の擁護を重要な価値として位置づけ、課題提起と協力を重ねてきた。

一方で、子どもの権利条約が採択された当時には想定されていなかった新たな課題として、デジタル空間における子どもの搾取が顕在化している。オンライン上で発生する犯罪は国境を越えて拡大し、法規制や取り締まりが困難であるという特徴を持つ。カナダはこの問題に対し、アメリカ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドと共に「Five Country Ministerial Statement on online spaces」を発表し、デジタル空間における安全確保と、企業を含む多様な主体による対策の重要性を明確にしてきた。

以上を踏まえ、カナダは本会議において以下の三点を提案する。

第一に、各国が参考とすることのできる制度モデルの提示である。子どもの権利条約を含む子どもの権利に関する多様な条約を批准しているものの、国内法整備が十分に進んでいない国も存在する現状を踏まえ、成功例を共有することで法整備のハードルを下げる目的とする。これは特定の制度の導入を求めるものではなく、各国の状況や優先課題を尊重するものである。

第二に、任意拠出金による資金提供である。資金の運営および配分はUNICEF（国連児童基金）をはじめとする関連国際機関に一任し、審査を経て必要と認められた国に支援を行う。また、支援を受けた国には同機関および国連子どもの権利委員会に対する成果報告を求ることで、透明性と実効性の確保を図る。

第三に、技術支援および技術共有の促進である。デジタル空間における子どもの搾取への対応は、技術力の差によって各国間に格差が生じやすい分野である。こうした格差を縮小するため、各国が連携し、知識や技術を共有しながら問題に対処することが不可欠であると考える。

カナダは、児童労働、児童婚、子どもの性的搾取、子どもの人身取引を含むあらゆる子どもの権利侵害を、深刻な人権侵害として強く認識している。子どもの権利は国や文化によって左右されるものではなく、すべての子どもに等しく保障されるべきものである。変化し続ける時代の中で生まれる新たな課題に対し、国際社会が協力し、継続的な改善を重ねていく姿勢が求められている。カナダは本会議を通じ、「子どもたちのためのより明るい世界」を実現するために国際社会と協力していくことを表明する。

### Chad

自国はゴール2、4に焦点を置きたい。2については世界一児童婚が多い国であり、イスラム過激派のクーデターなどで女性の権利が損失している。大統領がUNICEFと政策に取り組んでいる。4については人身取引被害者保護法の最低基準に満たない。政府は国際機関と協力し、国内行動計画を実施するなどの対応を行っている。この2点は特に多くの被害者がいる。世界一貧困で、これらの問題を解決しようと思っても資金、技術がないため大きな活動ができない。そのため、教育が不十分な地域が多く、共同体の間違った慣習に縛られている。1については発展途上で児童の労働力に頼りきついて、急に国の体制を変えることが難しい。

自国は、就学率の低さ（学習の場の欠如）故に職業、結婚などの自由が奪われていることから教育のための金銭、技術支援を強く求める。また、性についての現代の常識を教える学校の設立、性被害の防止を図る法の整備を強化したい。

### Ethiopia

自国は、世界でも最も貧困率の高い国々の一つであり、多くの国民が日々の生活を維持することに困難を抱えている。この現実は、子どもたちに深刻な影響を及ぼし、教育機会の喪失や搾取のリスクを高めている。

人口の約半数が18歳未満であり、子どもたちは国家の将来を担う存在である一方、貧困や紛争、教育機会の不足といった要因により、児童労働、早期婚、人身取引などの搾取のリスクにさらされている。

一部地域では文化的慣習と貧困が重なり、早期婚が女児の教育機会を奪っている。さらに、近年の国内紛争や気候変動による干ばつは、家族の分断や学校閉鎖を引き起こし、子どもが搾取されやすい脆弱な環境を生み出している。

自国はこれらの課題を対処するために、憲法にて児童労働や人身取引を禁止し、最低結婚年齢を18歳と定めている。また初等教育の無償化や女児の就学率向上にむけた政策を実施し、UNICEF(国際連合児童基金)やILO(国際労働機関)の協力のもと様々な政策プログラムを実施した。

しかしながら、自国は発展途上国として、法制度の完全な執行や地方レベルでの実施能力に課題を抱えている。子どもの搾取を根絶するため、単なる法制度ではなく、教育への投資、貧困削減、国家の能力強化を中心とした国際協力が必要である。

自国は、子どもの搾取を単なる法の問題ではなく、貧困、教育格差、紛争という複合的課題の結果であることを認識している。自国は、国際社会と協力し、子どもが尊厳をもって成長できる環境づくりを進めていく。

### France

フランスは子どもの権利条約、子どもの売買、児童買春及び児童ポルノに関する選択議定書、子どもの権利条約の通報制度に関する選択議定書に批准しており、ILO条約第128条の最悪の形態の児童労働の禁止に関する条約には批准した後、国内法化を行った。また、児童の保護、性的搾取防止のための国内法整備の拡充、性的調達、児童売春に対する罰則の強化に取り組んでいる。児童婚の具体的な報告こそ無いものの、今年、児童婚を疑われるような事件が起きたため、厳格な調査や措置を進めていきたい。そして、法整備はなされているが、依然として性的搾取の発生、起訴、刑事訴追の少なさから分かる不透明さなど、法整備と現状のギャップが存在していることが課題である。そこで、加害した大人に対する罰則はあり、子どもに対する保護制度が充分に整理されていないため、児童売春・性的搾取に関与した子どもに対する心理ケア、教育環境を含む生活環境の調査と改善支援に加え児童の保護者に対する調査、教育、場合によっては処罰を行う、家庭に対する継続的かつ定期的な調査の実施などの保護制度を国際的に策定する。また、買春者・搾取者の摘発、起訴率を上げるために子どもの権利侵害に特化し

た調査チームの設置の推奨をする。そして、SNS やメッセージアプリでの違法な、児童搾取などの子どもの権利を侵害する犯罪につながるやり取り、児童ポルノとみなされるメディアの規制を進めるためのオンライン上での監視、特定の情報を規制、摘発するコンテンツモデレーションの国際的な統制と強化、デジタル環境下における管理の取り決めと継続的な話し合いを国連人権高等弁務官事務所が主導となって行うことを提案する。  
(削除)

### Germany

ドイツの現状として、児童の権利を守るために法整備が整っているため、児童労働と児童婚の課題は国内ではほとんど起きていない。例えば、青少年保護法により 15 歳未満と義務教育を終了していない児童の就労を禁止しており、加えて、法律で 18 歳未満の結婚が無効化されているなどの対策が理由として挙げられる。このような制度により、国内での児童労働や児童婚の抑制に大きくつながっている。一方で、国内では SNS やメッセージを通じたオンラインでの児童の性的搾取が大きな課題として取り上げられている。特に、オンラインでのこのような搾取は国境を越えた対応が必要であり、国家単独の対応では限界がある。政府としては児童に対する性暴力に対抗する法律で、18 歳未満の子どもに対する性的行為、その対価として金銭・物品・便益を与える行為、性的目的での接触・誘導・画像利用を禁止している。しかし、オンラインの匿名性の特徴や予防よりも発覚後の対応に焦点が当てられているというような課題もあり、国内法だけでは十分に対応できないという現状に陥っている。

自国は EU 加盟国であり、経済的にも技術的にも余裕がある国家であるため、今会議では自国のような国家などのサポートを通じて全世界での子供の権利を保護するような世界水準を作り上げていきたい。実際 EU では、加盟国の経済的な豊かさなどから、児童労働や児童婚などの問題に対する法律が厳しく整備されているため、課題として取り上げられることはほとんどなかった。加えて、EU ではオンライン性的搾取に対する対応として 2023 年から施行された DSA 法により、報告では、一年後の 2024 年では約一割ほどのオンライン児童性的搾取が減っているとされている。

このような目標と現状を踏まえて、EU で実施されている DSA 法の枠組みを国際的に促進していくことが有効だと考える。ただし、その普及にあたっては、法的拘束力を持たせるようなものではなく、各国の主権や法制度を尊重した上で自主的な導入を促すアプローチが求められる。例えば、DSA 法で重視されている、違法コンテンツ対策、プラットフォームの説明責任、子供・未成年者の保護を主軸とした枠組みを提示し、児童のオンラインでの性的搾取において多くの国家が段階的な制度導入の環境を整える。その際、DSA 法の国際的な実施の課題として、主に経済格差と実施能力の差があるため、能力構築支援や金銭的支援を国際社会全体として行う必要があると考える。具体的には、行政能力を向上させるための人材教育や支援、監視や通報体制を整備するための金銭的支援を通じて、このような法律の整備を導入できる国家を拡大していく。こうした取り組みこそが、国境を越えるオンラインでの性的搾取を減らすための実行的な対応が可能となる。

### Ghana

児童労働において、ガーナはカカオ豆の生産が盛んにおこなわれており、世界屈指の生産国です。

しかしカカオ豆の生産は主に家族単位の農家がほとんどで、労働力が足りないため子供が重要な労働力とされてきました。子供が主に行う作業として、刃渡りの大きななたを使った農園の開墾や下草刈り、収穫したカカオの実やカカオ豆の運搬などがあり、これ

らの作業は子供の力では難しい作業であり危険労働とみなされている。児童労働が行われている要因として国民の貧困があげられる。ガーナの貧困率は40%と非常に高く、さらにガーナの経済はカカオ豆の生産に依存しているため、農家の不安定な収入も貧困の原因となっている。

児童労働に対しガーナは子どもの権利条約やILO第138号条約に批准したり、児童労働の撤廃に向けた国家計画に取り組み児童労働の撤廃に努めてきました。

しかし、ガーナ国内においては現在でも児童労働が相次いでいるという問題があります。

児童婚においてガーナでは5人に1人が児童婚をしています。また児童婚の割合は年々減少していますが、まだ多くの子どもが児童婚の被害に遭っています。児童婚の原因として貧困、教育の欠如などがあります。ガーナでは憲法により義務教育が保障されていますが、小学校に通う子どもの割合は男女ともに70%で中学校に通う子どもの割合は男女ともに約35%と中学校への進学率が低いことや小学校への進学率も十分でないことが問題となっています。教育の欠如により、保護者や子どもとともに教育の重要性に関する理解が欠如していたり、児童婚のリスクを理解していないことが原因となり、児童婚が起こっています。

人身取引についてガーナでは児童の国内の人身取引が外国人移民の国境を越えた人身取引よりも多く行われている。ガーナでは、多くの子どもたちが故郷の村から人身売買され、危険な作業に従事させられている。感染症に感染したり死に至るなど子どもたちに深刻な結果をもたらすという問題がある。たまたまガーナでは古くから子どもが親戚や友人のもとで徒弟労働を行うことが一般的であり、このような文化的な習慣も児童労働の原因の一つとなっている。そして、多くの大人、そして児童は児童が学校に通わず長時間の労働をすることが正しいと信じており、教育の価値を理解できていない現状がある。

ガーナでは「Human Trafficking Act」を制定したものの、定義のあいまいさ、資金不足、罰則のばらつきにより効果が限定的であるのが現状である。

児童買春において、ガーナでは公衆衛生上の懸念事項として深刻化している。ガーナ都市部の就学中の青少年における性的暴力被害と関連要因に焦点を当てた研究では、1年間に19%の青少年が性的暴力被害を報告していることが明らかになった。原因は貧困と経済不安や、学校に通えない子どもには保護の目が行き届きにくいこと、被害の報告をしない子どもが多いことなどがあげられる。実際に研究者は1年間に (字数オーバーにつき削除)

## Guatemala

①グアテマラでは14歳以上の未成年者は労働契約能力を持つことが労働法典で定められているが、実際は異なり、農村部など実態として児童労働が広く見られることが国際機関の課題となっている。さらに教育面に関しては識字率は他国と比べ低かったが、識字教育の普及の努力により14%の増加が確認されている。しかし、まだ先進国に比べ数值は小さいことが現状の課題である。また、児童婚に関して18歳未満、女子は裁判所に許された者のみ16歳未満禁止と定められているが、10歳前半で出産する女性が全体の4分の1いることが分かっている。2023年は6千件超の性的暴力、約6万件の若年妊娠が報告された。また、北米を目指し自国を通過する年間13万人以上の児童、特に「同伴者なし」の子どもが人身取引の標的となっている。国連人権委員会からは、これら被害児童への法的保護や公的補償の欠如、さらには構造的な人権侵害や司法の不処罰について厳しい指摘を受けており、国内の保護体制の脆弱さが露呈している。

②我が国が提案する政策は五つある。

まず一つ目に、児童労働が行われていることに対してである。児童労働によって子どもらしい生活、教育の機会、基本的な人権を奪われてしまうということをなくすため今

発展途上国を中心とする国の地方部で児童労働が行われているという現状に対して違法な児童労働が行われていないかどうかを監視するという政策を国際労働機関(ILO)の管理理事会に求めたい。

二つ目に、教育が十分に普及されていない地域があることについてである。教育が行われない場合、病気や災害など、不測の事態の際に必要な情報を得て、自分の身を守ることも難しくなり仕事に就く機会も制限されてしまう恐れがあるため、識字率向上支援を行うことを国際連合教育科学文化機関(UNESCO)に求めたい。

三つ目は、18歳未満の子どもが結婚または同意なしに結婚を強制される児童婚についてである。教育を途中で中断するため、経済的に自立できる知識やスキルを身につけておらず、離婚してしまうと生活を維持することが難しい場合があるため、子どもたちの権利を保護する環境作りを国連人権委員会(UNHRC)と国際連合教育科学文化機関(UNESCO)に求めたい。

四つ目は、暴力や権力の濫用、脆弱な立場に乗ずるなどの不当な手段を用いて人を獲得・輸送する行為である人身取引についてである。人身売買の被害者の保護や人身取引の取り締まりの強化を国際移住機関(IOM)とそれらに関する国連NGOなどの機関に求めたい。

五つ目は、心身の未成熟な児童を性的に搾取し、虐待する行為である児童売春についてである。児童買春を受けた子どもたちは、肉体的暴力や精神的な苦痛を抱えることが多く長期的な影響があるため、被害者の保護や性的搾取の取り締まりを国際移住機関(IOM)と民間のNGOに求めたい。

## India

インドは、児童の権利条約(CRC)、ILO第138号「最低年齢条約」、および第182号「最悪の形態の児童労働条約」に批准しているものの、依然として児童労働が根強く存在している。UNICEFによると、インドの児童の約7%、すなわちおよそ1,000万人の子どもが学校に通っていない。農業、繊維業、家事労働、レンガ工場などに従事している子どもも多く、特に農村部で深刻である。

その背景には、都市と農村の経済格差、貧困、教育施設の不足、教員の偏在があり、家庭が生活のために子どもの労働を必要とする現実がある。また、社会的階層やジェンダーによる差別構造も、教育機会を奪う要因の一つである。さらに、2010~2016年の間に報告された人身取引事件は約3万5千件に上り、多くの子どもが性的搾取や強制労働の被害に遭っている。これらの事実は、経済的・社会的構造に根差した搾取の連鎖が依然として続いていることを示している。

我が国は、児童労働や人身取引の背景にある貧困と教育機会の欠如を最も重要な課題と認識し、国際社会に以下の協力を提案する。

第一に、貧困家庭支援のための国際基金の創設を提案する。この基金は、先進国および国際金融機関の協力により設立し、教育費や制服、教材の提供など直接的な支援を行うことを目的とする。貧困の連鎖を断ち切るには、児童労働の「経済的理由」を取り除くことが不可である。

第二に、教育環境の備と教員育成を優先課題とする。すべての学校に安全で衛生的な環境、十分な教材、適正な教員配置を確保するため、国際的な教育支援ネットワークを強化したい。また、女子教育の推進も重要である。

第三に、児童労働の常時監視体制の強化を求める。ILOおよびUNICEFの協力のもと、各国に「児童労働監視官(Child Labour Monitor)」を設置し、労働現場の定期調査と報告を義務化する制度を提案する。これにより、法的枠組みの遵守に加え児童労働の実態が隠されずに明らかにされ、政府や企業の取り組み状況が公正に評価できるようになる。

さらに、搾取の定義の明確化を国際的に進め、文化的・経済的背景による理解の差を埋めることが重要である。特に「家庭内労働」や「SNSを通じた児童の商業利用」など、新たな搾取形態に対する国際基準の策定を求める。

インドは、児童がその権利を十分に享受し、教育と尊厳をもって成長できる世界を目指す。本会議を通じて、すべての国が協力し、児童搾取のない未来を築くことを強く呼びかける。

### Indonesia

インドネシアでは経済成長が進む一方で、今もなお多くの子どもが搾取のリスクにさらされています。

現在、国内には170万人以上の児童労働者が存在しています。その約4分の1が農業、たばこ農園など多くの大型機械を使用する作業が多い環境、漁業などの自然現象に大きく左右され、事故やケガの危険性が高い環境で就労しています。

その背景には、1、貧困の拡大 2、不安定な雇用 3、教育機会へのアクセス不足といった問題があげられます。

対策として15歳未満のフルタイム就労を禁止する法律が整備されていますが、取り締まり体制の弱さや人員不足、被害の過小報告により、子どもの権利が十分に守られていないのが現状です。

加えて、インターネットの普及に伴い、オンライン上での児童性的搾取・虐待も深刻化しており、従来の法制度だけでは対応が難しい新たな課題となっています。

従って私インドネシアは、児童搾取の問題を国内に限らず、地域および国際社会全体と共に取り組んで行くべき課題であると考えています。短期的には、被害を受けた子どもが声を上げやすい社会体制の整備や、警察、司法機関の能力強化を図り、法律の効力を高める必要があります。一方で、長期的視点から、貧困と搾取の連鎖そのものを断ち切るための持続可能な経済基盤と教育の整備が必要になります。

そこで、私達インドネシアは2つの政策を提案します。

#### (削除)

ニッケルや持続可能な方法で生産されたパーム油などの資源輸出に「児童の権利保護のための微税」を導入し、先進国からの資金援助と合わせて「グリーン・トランジション・ファンド」を設立します。これらで得た資金を、児童労働が多発する地域において、家族が子供を働かせずに生活できる別の収入源の確保や、教育インフラの整備、子どもの社会復帰支援に重点的に活用することで、家計の事情によって子どもが働くを得ない状況を減らしていくことが期待できます。

#### (削除)

インドネシアは若年人口が多いという強みを持つ一方、高度な技能教育の機会には限界があります。そこで、IT分野に強みを持つフィリピンやタイなどから教育者を派遣してもらい、若年層へのIT教育・職業訓練を推進します。将来的には、インドネシア国内のIT企業から得られる収益の一部である5%を教育支援国へ還元することで、相互利益に基づく持続可能なASEAN内協力モデルを構築することができます。

#### (削除)

児童搾取の根絶は、人権問題であると同時に未来への投資でもあります。インドネシアは国際社会と協力し、すべての子どもが教育を受け、尊厳を守られながら成長できる社会の実現を目指します。

## Iran

イランでは、推定約100万～200万人の児童労働者が存在するとされているが、地下経済の規模が大きく、正確な統計把握は困難である。児童労働の主な要因として、近年、急増したアフガニスタン移民・難民の流入が挙げられる。法律上、15歳未満の労働は禁止されているものの、非正規雇用や移民の子どもには十分な保護が行き届いていない現状がある。また、児童婚については、宗教や伝統のみならず、家計負担の軽減といった経済的要因が大きく影響しており、特に農村部や貧困層で多く見られる。法律で定められた年齢を下回る児童の結婚を父親と裁判所の同意があれば認めているという現状もある。一方で、初等教育就学率は98%以上と高く、児童保護法の強化や国際的枠組みへの参加など、改善に向けた取り組みも進められている。

イランは、子どもの保護における国家の役割を認識しつつも、家庭、親、文化および宗教が果たす重要な役割を尊重すべきであると考える。国家の過度な介入は、家庭内の信頼関係や地域社会の安定を損なう可能性があり、特に家庭内労働については、直ちに搾取と断定するのではなく、文化的背景や教育的、また生活実態を踏まえた慎重な判断が必要である。したがって、法的規制と並行して、保護者や地域社会に対する意識改革と教育を重視すべきである。

国際的な児童婚などの年齢については、一律の基準を全ての国に強制することは現実的ではないと考える。イランは、国際社会が最低限の基準を定めつつ、その具体的な実施方法や年齢設定については各国の裁量を認める段階的な政策を提案する。

オンライン上の児童搾取については、企業と政府の双方に責任があると考える。特に、デジタルサービスを提供する企業は、対象年齢を明確にし、年齢に応じたアクセス制限や内容管理を行う義務を負うべきである。また、AI技術は、プライバシーを尊重しつつ、不適切なサイトや保護措置が不十分なサービスを特定するために活用されるべきである。

貧困を背景とする児童労働について、イランは全面的な禁止には慎重な立場を取る。全面禁止は、かえって地下労働を助長する危険があるため、安全が確保された軽作業や家庭内の家事労働については、一定の条件下で認めるべきであると考える。その上で、教育へのアクセス確保と家庭への経済的支援が不可欠である。

子ども買春や人身取引については、国際的な犯罪であり、需要側への対策も重要である。しかし、世界共通の重罪化や国家を対象としたブラックリスト制度は、国際的な対立を生む可能性が高く、慎重であるべきである。イランは、各国の司法主権を尊重しつつ、国境を越えた捜査協力や情報共有を強化することが、実効性のある解決策であると考える。

## Iraq

① イラクは、本会議の議題に対し、我が国の長年の紛争と不安定化が引き起こす複合的な課題に直面していることを表明します。約360万人の子どもが暴力や拉致、武装勢力による徴用といった重大な危険に晒され、150万人が国内避難民となっています。この危機的状況は、経済的困窮を背景に、児童労働（57.5万人以上）や児童婚（15歳未満で約97.5万人の少女）を急増させました。特に、拉致された子どもの多くが性的虐待に遭っているという事実は、深刻な性的搾取の課題を浮き彫りにしています。私たちは、拉致被害者の保護と社会復帰、そして350万人に及ぶ教育中断児童の機会回復を最優先とし、国際社会との連携のもと、子どもの権利を確固たる法的基盤の上で再建することに全力を尽くします。

② まずゴール1達成のためには学校教育の支援と児童労働の監視が欠かせないと考えます。

学校教育の支援に関しては、学校の再建など経済的な支援が必要となるため、子供の教

育・人権保護のための国際基金の設立を強く支持します。

次にゴール2の達成のためには結婚に関する正しい教育が重要となります。

児童の結婚が当たり前とされる文化や経済状況によって結婚に追い込まれるような状況があります。

このような状況を革新するためには結婚に対する国民意識改革など長期的な政策が重要となります。

次にゴール3の達成のためには性の商品化に対し厳しい罰則の設定やインターネットの危険性の認識が欠かせないと考えます。性の商品化が利益にならないような環境を国際社会で作ることが根源的な解決につながります。

最後にゴール4の達成には、各国の警察組織の協力が重要となります。

国際的な児童の取引情報を各国間で共有することと犯罪組織の収益化阻止・特定が可能となります。

### Laos

ラオスでは、子供が様々な危険にさらされており、児童労働や家庭内暴力、児童婚、性的搾取、人身取引など深刻な社会問題になっています。UNICEFによると、教育や保健などの基本的な権利が十分に守られていない地域もあり、特に弱い立場の子供たちほど、被害に遭いやすい状況です。さらに、ラオス社会指標（LSIS 11）によると、1～14歳の子供の69%が何らかの形で暴力的な懲罰を受けたとされており、子供をもつラオスの母親／保護者の25.4%は体罰が必要だと考えています。また、20～49歳の女性の32.7%は18歳になる前に結婚していることから、児童婚の多さが顕著です。JICAでも、子供の保護に関する法制度は整備されつつあるものの、地方ではうまく働いておらず、社会福祉機関やソーシャルワーカーの不足など、地域による格差が問題になっています。さらに、UNAFEI、Save The Childrenは、ラオスが人身取引の被害者を送り出す国でもあり、子供が労働や性的搾取、暴力などを受けやすい状況にあると述べています。貧困や教育水準の低さ、家庭の不安定さなどが背景にあり、子供を危険な環境へ追い込んでいます。

ラオスでは、2015年に反人身取引法がつくられ、労働、性的搾取、売春、児童ポルノ、児童婚など、多くの行為が人身取引として禁止されました。この法律は国外での移動や拉致も対象としており、被害者の保護と加害者の処罰が定められています。しかし、予算、人員不足などが背景にあり、現場での実行力が足りておらず、法律の制定だけでは思ったような効果が出ていません。また、UNICEFでは、多くの権利侵害や人身取引が家庭内や地域で起こり、顕在化にくいため、ラオスでの児童保護の実態や被害の規模を正確に知ることが難しいと指摘され、大きな課題になっています。

こうした状況を改善するためには、ラオス政府と国際社会が子供の権利保護を最優先にして取り組むことが必要です。まず、法律や制度の現場での実効性を高め、行政や社会福祉機関の権限を強化することが大切です。また、地域社会での人権教育を推進することで、子供自身や保護者が危険を知り、自分で身を守れるようになることも重要です。さらに、貧困や教育機会の不足が、子供を危険に追い込む大きな原因になっているため、生活支援や教育環境の改善も欠かせません。そして、国際機関やNGOと協力して、情報共有や被害者支援、加害者の取り締まりなどを進めていくことが求められています。

このようにして、ラオスはすべての子供の権利が守られ、未来に希望を持てる国を目指しています。

### Mexico

メキシコでは、児童労働と児童の性的搾取が深刻な課題となっている。全国調査によれば、5～17歳の子どものうち約11.5%にあたる約300万人の子どもが農業や都市の非正

規労働に従事していて、その背景には貧困と教育格差がある。働く子どもは学習機会を失い、低賃金労働に固定されるだけでなく、犯罪組織に巻き込まれる危険にもさらされている。さらに、観光地や国境地域では児童買春や人身取引による性的搾取が広がり、カルテルが移民や貧困家庭の子どもを標的にする事例も報告されている。また児童ポルノの流通も拡大し、国際的な監視対象となっている。課題としては教育不足、貧困の再生産、犯罪組織の影響、そして観光業や移民問題に絡む性的搾取があげられる。

このような現状を踏まえメキシコは、以下三つの政策を提案する。

第一に、国際的な捜査協力の強化である。人身取引は国境を越えて行われることが多く、単独の国家では十分に対処できない。よって、各国の警察機関および司法機関が被疑者情報、摘発事例、人身取引組織の動向をリアルタイムで共有できる国際ネットワークを国連の下で構築することを求める。この枠組みは ICPO（国際刑事警察機構）や UNODC（国連薬物犯罪事務所）と連携し、共同捜査チームの設置や捜査官向けの国際研修を含むものである。これにより、国境を越える児童搾取犯罪への対応能力を大幅に向上させることができると考えられる。

第二に、産業発展と南北連携による経済基盤の強化である。児童搾取の根本要因である貧困を解消するため、メキシコ南部に自動車産業や航空機産業などの製造拠点を整備し、南米諸国への輸送ルートを確立することを提案する。これにより、南北アメリカ全体会が一体となったサプライチェーンを形成し、地域全体の経済発展を促進する。また、デジタル産業においては北米企業の技術者を派遣し、若者が働きながら技能を習得できる研修制度を整備する。さらに、アグリビジネス分野では北部の農業技術者を南部へ派遣し、貧困層が安定した収入を得られる生産体制を構築する。

第三に、被害者保護のための国際的枠組みの強化である。国連の下で統一された保護制度を整備し、各地域に国際基準を満たしたシェルターを増設することで、現在約 2 万人分の収容能力を 2028 年までに 5 万人へ拡大することを提案する。これらの施設では、心理的ケア、教育支援、医療、法的支援を包括的に提供し、被害児童の社会復帰を支援する。また、国境を越えて移動する被害児童を迅速に保護するための国際的な対応指針を整備するとよいと考える。

#### Netherlands (1346字? 文字数オーバー)

オランダでは、実際に子供インフルエンサー（YouTube や TikTok, Instagram などで収益を得ようとする活動）によって広告や企業案件を通じて月数千ユーロの収益を得ているとされている。また、2020 年比で約 3 倍に増えて 200 人以上が登録されているという報道もあるそうだ。しかしながら子供の SNS 演出は親が善意で行っているものも少なくない。そのため、子供がその過程で負担や法的なリスクを十分に認識できていないことがある。結果的に報酬管理の不透明さや学業や自由の時間の制限、演出による精神的なプレッシャー、そして何よりも子供が本当に同意できているのかという根本的な問題にまで発展していく。

このような状況に対してオランダ政府は 2025 年 5 月に「子供を利益モデルにするべきではない。これは現代の児童労働に近い。」として SNS 上の活動も正式に労働とみなす方針を示し、ルール整備に着手した。（削除）

オランダではあまり児童婚は確認されていない。国外や移民家庭で行われた児童婚が社会問題になることがあるので、国外で行われた児童婚を国内で認めない方針を強化している。

あまり児童婚は確認されていないが、オランダの家族法では、「子供の福祉」を最優先にしている。

オランダでは、世界では珍しく成人の買春が合法化されている。しかし当然ながら子供の売春は認められておらず、違法。問題は主に海外出身の貧弱な子供（南アメリカやアフリカ出身の女性）が多く報告されている一方、在宅での監視が困難な為搾取者に支配

されやすい。年間約 5000 人が被害に遭うと推定されている。被害者は違法滞在など行動を制約され、搾取者が収入を独占する構造になっている場合も多い。

オランダの非営利団体はフィリピンの少女の設定のアバターを作り、自分を買ってくれる男性を探しているように振る舞う。研究者たちは男性の電子メールやフェイスブックのアカウント、正面を向いた顔写真を手に入れて接続を切る。こうして世界各国から得られた約 1000 人の容疑者のデータは国際刑事裁判警察機構に渡された。

オランダでは、2023 年には 868 件の人身取引が確認されている。しかし、実際は年間 5000 人に達すると推定されている。また、国際的な統計では人身取引被害者の約 20~30%が子供であり、オランダも例外とは言えない。オランダでは、法律的な枠組みや警察の取締りが進められているが被害者を隔離して頻繁に移動させられるため、警察などが加害者に接触するのが難しい状態になっている。また、被害は主に在宅売春である。国内で調査を行い児童搾取と子供の権利の侵害が行われている可能性がある国別に 10 段階でレベル分けを行う。1~3 は大変悪質な状態で確認された、4~6 は確認された、7~9 は可能性がある 10 は全く確認されなかった。

1~3 に当てられた国を対象に、首脳会談を早急に行うとともに国内の捜査を行う。

4~6 に当てられた国は必要に応じて捜査を行う。

7~9 に当てられた国は報告を電話を行う。

調査基準は世界で統一する。

児童搾取に [\(字数オーバーにつき、削除\)](#)

## New Zealand

ニュージーランドは子どもの権利を重視してきたが、国内には依然として看過できない課題が存在する。子どもの貧困は深刻であり、特にマオリおよびパシフィカの子どもが影響を受けている。経済的困難は就学率や学習環境に影響し、結果として搾取や有害な労働にさらされるリスクを高めている。また、近年はオンライン上の性的搾取やいじめが増加し、子どもの安全と尊厳を脅かしている。人身取引や強制的結婚は国内では見えにくいが、移民・難民の文脈において現実の問題として存在している。これらは国際的な課題と直結しており、国内対策と国際協力を切り離すことはできない。

### (削除)

ニュージーランドは、自国の経験に基づき、実行可能で検証可能な行動計画を国際社会に提案する。

第一に、ゴール 1 について、我が国は児童労働の根本原因が貧困と教育格差にあることを明確に認識している。ニュージーランドは、子どもの貧困削減政策や学校給食、学習支援を通じて、家庭環境に左右されない学びの機会を拡充してきた。この経験を踏まえ、国際社会に対し、①義務教育の無償化、②家計支援と教育支援の一体化、③児童労働に関与した企業を排除するサプライチェーン監査の義務化を柱とする枠組みを提案する。

第二に、ゴール 2 に関し、ニュージーランド国内では児童婚は例外的であるが、海外で強制的な結婚を経験した子どもが国内に存在することを我々は認識している。ニュージーランドは最低結婚年齢 18 歳を国際的最低基準として明文化し、移民・難民審査において子どもの同意の有無を厳格に確認する国際協力体制を構築すべきだと主張する。また、女子教育と若者のライフスキル教育への継続的投資を不可欠な要素と位置づける。

第三に、ゴール 3 について、ニュージーランドはオンライン上の児童の性的搾取に直面している現実を踏まえ、IT企業に対する明確な責任規定を求める。具体的には、①有害コンテンツの即時削除義務、②国際共通の通報・捜査連携システム、③被害児童への心理的・法的支援の確保を国際標準とすべきである。

第四に、ゴール4として、人身取引への対応では、被害児童を犯罪者ではなく保護対象として扱う原則を徹底する必要がある。ニュージーランドは、警察・入国管理・福祉機関の連携を強化してきた経験を共有し、国境を越えた情報共有と被害者保護の国際ネットワーク構築を主導する意思がある。

ニュージーランドは、自国の課題を直視し、具体的な行動で国際社会を導く。子どもの権利は宣言ではなく、実行によってのみ守られる。

### Nigeria

ナイジェリアは、2億3000万人を超えるアフリカ第一の人口を抱える国である。合計特徴出生率は5.39人と高く、人口は今後も増加を続けると考えられており、2050年には4億人を超えると予測されている。さらに、1000人中約120人の5歳未満児が死亡しており、子どもの死亡率は依然として高い水準にある。児童労働に従事している子どもの割合は約31%であり、他のアフリカ諸国と同様の状況である。また、早すぎる結婚や妊娠が日常的に起こっており、母子の健康に大きなリスクをもたらしている。加えて、医療アクセスの格差や保健サービスの不足により、家庭や地域社会への負担も大きくなっている。一方で、出生登録されていない子どもが多いことも深刻な問題である。法的身分が不安定な子どもが多いため、児童労働や人身取引に巻き込まれやすく、教育、保護、支援を受ける権利が十分に守られていない。そのため、社会制度の整備や深刻な貧困からの脱却が強く求められている。しかし、初等教育への非就学率は3割を超えており、基礎的な読解力を持つ子どもの割合も低い。その結果、貧困から抜け出しにくい社会構造が続いている。このような状況の中、ナイジェリア政府は、全ての子どもに教育を受けさせることを政策目標に掲げている。具体的には、教育や健康、結婚年齢を規定する「子どもの権利法」を制定し、さらに「児童婚禁止規定」により18歳未満の結婚を禁止し、法的に処罰できる仕組みを整えている。しかし、法律は存在するものの、国民がそれを守る余裕を持てない生活状況や、国家の予算・人手不足により、十分な取り締まりが行えていない。また、ナイジェリアは連邦制国家であるため、政府は方針やガイドラインの策定までしか行えず、実際に法律を施行するかどうかは各州に委ねられている。その結果、子どもや家庭をめぐる問題への対応には州の影響が大きく、州ごとに状況のばらつきが生じている。そのため私たちは、政府の立場から各州に対し、教育・保健・子ども支援など用途を指定した補助金を給付するとともに、制度を実施する州や地域との連携やコミュニケーションを強化していきたいと考えている。また、成功した州や地域の事例を共有し、現在段階的・地域的に行われている無償教育、奨学金、貧困家庭への現金支援の拡大も進めたいと考えている。ただし、現在ナイジェリアは国家としても予算や人手不足が深刻であり、我が国のみで問題を抱えきれる状況にはない。特に教育分野では、学校に通えない子どもへの支援策としてAIの活用に注目しているが、国内技術のみではデータ不足により先進国と比べ質が十分でない。そのため、各国と国際的に協力しながら改善を図っていきたいと考えている。

### Philippines

①自国では国連の「子どもの権利条約」に1990年に批准し、児童虐待、搾取、差別の禁止や児童労働・児童婚の禁止などを含む法制度を整備しています。しかし、法制度があるにもかかわらず、現場では多くの子どもが教育へのアクセスの制約や栄養・健康問題、家庭の貧困から学校に通えない現実に置かれています。特に農村部や紛争地域では教育機会が限られ、児童労働に従事せざるを得ないケースが多く見られます。障害児や弱い立場の子どもはさらに脆弱な状況にあります。また、オンラインでの性的搾取(OSEC)の被害が拡大しており、子どもたちは新たなリスクに直面しています。家庭内暴力や人身取引についての相談・支援体制が十分に機能していないことも深刻な課題です。国内外のNGOや国際機関は、保護・教育・自立支援を通じて子どもの権利実現

に取り組んでいますが、政府と社会全体での更なる取り組みが求められています。

②自国では子どもの権利条約を批准し、児童保護に関する法制度を整備してきました。しかし現実には、貧困、地域格差、自然災害、紛争の影響により、多くの子どもが教育や医療、安全な生活を十分に享受できていません。さらに近年では、オンライン性的搾取という新たな問題が深刻化しています。こうした問題は一部の子どもに限られたものではなく、社会構造や制度の弱さが複合的に影響した結果です。子どもの権利を守るためにには、法整備だけでなく実行力ある政策が不可欠であると考えます。この状況を踏まえ、私たちは次の政策を提案します。

第一に、貧困層家庭への包括的支援の拡充です。多くの子どもが経済的理由から就学を断念し、労働を余儀なくされています。条件付き現金給付制度をさらに強化し、就学状況だけでなく栄養状態や医療へのアクセスも支援条件に含めることで、家庭全体を支える仕組みを構築します。これにより、児童労働の削減と長期的な貧困の連鎖を断ち切ることを目指します。

第二に、教育格差是正のための重点的投资です。農村部や離島、紛争影響地域では、安全な校舎や十分な教材、訓練を受けた教員が不足しています。政府はこれらの地域を優先的に支援し、教員の育成と配置、ICT 教育の導入を進めることで、災害時や非常時にも学習を継続できる柔軟な教育体制を整備します。

第三に、オンライン性的搾取への包括的対策です。法執行機関の捜査能力強化に加え、他国政府やIT企業との国際協力を通じて加害ネットワークの遮断を進めます。同時に、被害児童への心理的ケア、教育復帰、社会復帰支援を重視し、被害後も尊厳をもって生きられる環境を整えます。さらに、地域社会に根ざした子ども保護体制を強化し、地方自治体、学校、NGO が連携して虐待や人身取引を早期に発見・対応できる仕組みを整えます。これらの政策を通じ、自国はすべての子どもが尊厳をもって生きられる社会の実現を目指します。

## Poland

①自国は 1989 年に採択された子どもの権利条約の起草国の一であり、憲法にも子どもの権利の保護が明記されている。また、児童の労働搾取や性搾取を禁止する刑法が整備されており、国際的に見ても比較的子どもの権利を守る体制が整っている国である。特に児童労働については、EU の基準に基づき一定年齢以下の就労を禁止とともに、社会福祉制度を通じて家庭の経済的困難を支援することで、児童労働の発生を抑制している点が評価できる。一方、児童の性搾取についても法制度は整えられているが、近年では児童性的虐待コンテンツの作成や所持に関与したとして約 100 人が逮捕される事件が発生しており、実効性の面では依然として課題が残っている。

②自国は、世界各地で深刻化している児童労働、児童婚、児童の性搾取といった児童の権利侵害の問題を重く受け止め、国際社会が連携して対処すべき三つの政策を提案する。これらの問題は、児童の尊厳や将来の可能性を奪う重大な人権侵害であり、各国が共通の基準を持って取り組む必要がある。

第一に、児童労働に関する国際的な最低基準を設ける。最低就労年齢を 15 歳以上とし、身体的・精神的に危険を伴う労働については 18 歳以上に限定する共通ルールを作ることで、児童が有害な労働に従事させされることを防ぐ。基準を統一することで、法の抜け穴をなくし、児童労働の削減をより実効性のあるものとする。

第二に、児童婚を根絶するため、各国で婚姻の最低年齢を例外なく 18 歳以上に統一する。児童婚は、教育機会の喪失や健康被害を引き起こし、貧困の連鎖を助長する要因となっている。そのため、法整備に加え、教育支援や保健医療支援を充実させ、児童が将来の選択肢を広げられる環境を整えることが重要である。

第三に、児童の性搾取を防止するため、各国に専門の相談機関を設置し、心理的・法的支援を含む被害者支援体制を強化する。また、多国間での捜査協力や情報共有を進め、国境を越えた犯罪への対応を強化することで、児童が性犯罪に巻き込まれることを未然に防ぐ体制を構築する。

### Russian Federation

①ロシアは、2030年までに最大310万人の労働力不足に陥ると予想されています。310万人という数字は、首都モスクワの人口の約4分の1に匹敵する規模です。このように、年々深刻な労働者不足が加速しているのです。加えて、少子化により、次世代の働き手も不足することが予想されています。この少子化は深刻で、2024年には出生数が2000年以降で最低となるなど、人口減少に歯止めがかからない状況にあります。子どもを生みやすい環境にするための政策は実施していますが、あまりいい効果は得られていません。これらの労働力不足に対し、移民の受け入れも試みるも、移民らのテロにより、149人の国民が犠牲になりました。加えて、現在進行中のウクライナ特別軍事作戦には、多くの若者の徴兵が不可欠です。その結果、労働者不足ながらも移民の受け入れは安易にできず、働き手を増やすため14歳以上の子どもが就職しやすくなるように法改正をするほかありませんでした。児童婚に関しては、ソ連時代に多かった学生結婚はもう減少しています。早期結婚の理由が、時代とともに薄れていったからです。児童婚については、大きな課題はないと言えます。性的搾取や児童買春については、あいまいな情報が多く、正確な被害者数などは把握できていません。そのため、現状把握ができていない点が課題と考えます。

②ロシアは、①の記述通り、労働者不足が深刻です。そのため、急速的な児童労働撤廃に応じることはできません。そこで、即時根絶を求める、段階的アプローチを国際的に確認し合うことを提案します。児童労働の即時的・一律的禁止を国際的に求めず、各国の経済状況・文化・産業構造を考慮し、段階的削減を目指します。加えて、依存度の固定化回避を共通目標とします。「今すぐ正しくなること」より「将来、抜けられなくなる選択をしないこと」に重点を置いた政策です。児童婚については、法的な規制等は、非公式婚姻や宗教婚・慣習婚の地下化に繋がる可能性が高く、結果として当事者が法的・社会的保護からさらに遠ざかると考えます。そのため、法制度は各国裁量を尊重し、国際社会が一律年齢を押し付けないこと、各国が法制度を宗教や慣習、教育制度を踏まえて設定することを求めます。児童買春や性的搾取については、多くの国でオンライン化、観光や移動が拡大、非公式仲介により実態把握が困難です。そのため、情報が不透明になりやすく、これは現代的構造問題と言えます。そこで、国際的なデータ収集協力で、集計データを各国に提供し、各国は可能な範囲でこれに参加するというものです。

### Singapore

①シンガポールは、1927年に「児童法令」を作り、こどもにふさわしくない業種への子どもの就業の禁止などを定めた。子どもの売春を企てたり、売春を行ったりすることで罰金や禁固刑を科す法律が定められている。メディアのコンテンツ規制に対する仕組みを作るなど予防や保護、連携を推進したことで、セーブ・ザ・チルドレンが子どもの児童労働に従事する子どもの割合や、結婚している少女の割合など計8指標をもとに毎年発表する「子どもが幸せに暮らせる国ランキング」で2019年に176国中1位を獲得している。

②我が国からは短期的、中期的および長期的解決策として、次の解決策を提案する。  
第一に、短期的解決策として、被害者（こども）の保護、そして、売春、労働等の強

制性がうかがえるものに対しては強制させた元凶となる人物を逮捕することを各国に要請する。被害者保護に関してはユニセフも同時に協力して行う。被害者の保護に当たっては、こどもを守れることを確認した大人のもとに里親として一時保護を行ってもらう。定期的に、国、またはユニセフの職員が訪問し、精神的、身体的ケアを行う。その際に、こどもが里親と問題なくやれているかも確認する。

また、強制させた元凶となる人物の逮捕は報道等で誰がどのように逮捕され、どのような処罰を受けたかを周知することによって、児童婚、児童労働、こどもの人身取引、こどもの性的搾取は犯罪だという意識を持たせることにもつなげる。これは長期的な解決策にもなり得ると考えられる。

第二に、中期的な解決策として、ユニセフのもとに監査委員会を作ることを提案する。この監査委員会は具体的に、各国を訪問し、児童婚、児童労働、こどもの人身取引、こどもの性的搾取について問題があるか否かを確認し、その訪問の際、問題があると確認された国に関しては、年に一度、こどもの問題の解決のためにどのような対策を講じたかを報告することを義務付ける。また、問題があるとされた国には問題を解決するための法整備を要請し、その国によって作られた法案が果たして有効かを公布、施行前にユニセフが確認することとする。

第三に、長期的な解決策として、教育による改革と国際デーである「世界こどもの日」の周知活動を提案する。教育による改革については、シンガポールでも実際に行われており、具体的には「性教育」という教科を新たに新設することを提案する。性教育の内容としては特に、売春の違法性、をこどもに教え、売春はいけないことであるという意識を持たせることにつなげる。

また、世界こどもの日の周知活動については、世界エイズデーでリボンが配られているように、風船を配ることを提案する。世界こどもの日に風船を配ることによって、こどもに関する問題が今もまだ残っており、解決する必要があるものだ、という意識を世界中の人们に持たせることができるのでなかろうか。

## Sweden

1 スウェーデンでは、1979年 体罰禁止法を制定し、世界家庭内を含むあらゆる場面での子どもへの体罰を世界で初めて法律で全面的に禁止した。1979年に子どもオンブズマン制度が制定され、「子どもは世話をされ、安全と、質のよいしつけを享受する権利を有する。子どもはその人格と個性を尊重されながら接せられなければならない」と明記されている。職務内容は、スウェーデンの子どもと若者の権利を代弁することや、社会のすべてのレベルの政府組織に対話を呼びかける(他政府組織はそれに応じなければならない)ことや、国連子どもの権利条約に関する情報提供と教育を行うなどしている。2020年には国連子どもの権利条約を国内法化した。子供への啓発活動を積極的に行っており、子どもへの啓発は教員と協働で既存の学校科目の中で子どもの権利を学べる教材開発をし、それをネットを通じての教員も活用できる仕組みにしている。啓発においては、Digital conferences、E-ラーニングなどを活用している。

2 児童労働の撲滅に関しては、15歳以下の労働環境での採用を全面禁止るべきだ。もしそれが発覚した場合、企業の社長は勿論、採用を知っていたのに通報しなかった全ての人を処罰対象にする。すべての15歳以下の少年少女は義務教育として学ぶ義務があるので、働く必要はない。児童婚の廃絶に関しては、18歳以下の結婚を全面的に禁止するべきだ。もしそれが発覚した場合、彼らの両親を処罰する必要があると思う。さらに、児童婚の原因として女子が読み書きができない可能性があるということがある。それを解決するためには、全児童が教育を受ければ良い。まず戸籍を持っているす

べての家庭に授業内容が見られるタブレット端末を支給し、(Wi-Fiなど含む)すべての家庭がオンライン授業受けられるようにする。また、ユニセフの「学校セット」の寄付を先進国の富裕層に呼びかける。教育を受けた子どもたちは格段に人生の選択肢が増えるだろう。児童買春・児童搾取に関し、すべての加盟国で少女たちの親、購入者を罰する法律を作るべきだ。特に購入者に関しては少女たちの尊厳を深く傷つける行為をしたのだから、社会に戻れなくなるように履歴書に犯罪内容を詳しく明記されるようする。また、少女たちはネットで通報をできるようにし、逮捕率を上げる。さらに、被害を受けた少女たちには複数回のカウンセラーとの面談を通じ人権について学んでもらう。また、オンライン授業を通じ買春以外の稼ぎ方を模索する。児童の人身取引に関して、多くの国では誘拐などは重大な犯罪となっているが、逮捕の数は一向に減らない。つまり、多くの子供がいまもなお苦しんでいるということだ。よって、誘拐などが多い国では、警備や、夜遅くの外出を控えるなどの呼びかけを徹底すべきだ。

## Switzerland

① スイスは高度な児童保護法制を整備しており、国内での児童労働や児童婚は法律で厳格に禁止されている。しかし、現状には二つの大きな課題が潜んでいる。一つは、我が国が性的搾取や強制労働を目的とした子どもの人身取引の「目的地」および「通過国」となっている点である。近年はオンライン上の勧誘や「ラバー ボーイ」手法による性的搾取、さらには物乞いや窃盗の強要が深刻化している。もう一つは、スイスの多国籍企業が海外のサプライチェーンにおいて児童労働の恩恵を受けている構造的課題である。2022年に人権デューデリジェンスを法制化したが、供給網末端までの監視は依然として困難である。さらに、連邦制ゆえに州ごとに捜査や支援の質に格差がある点も課題だ。被害児童を確実に救う統一的体制と企業の責任強化が急務となっている。

② スイスは、児童労働、児童婚、児童の性的搾取、児童の人身売買という四つの課題に共通して対応するため、「短期・中期・長期の三段階のアプローチを提案」している。短期的には、子どもの命と尊厳を守る緊急措置を最優先とし、搾取状況にある児童を速やかに保護することを掲げる。各国政府が主導し、24時間対応のホットラインや、専門的なシェルター・心理ケアを無償で提供する体制を整備する。また、電話や宗教施設などを活用した各国民が利用しやすい形態の相談窓口を設け、地域に根付くコミュニティを巻き込みながら支援を行う。必要な国には国際機関の支援を元にNGOが協力・支援し、被害実態の調査と、被害児童と家族を最優先とした法執行を進める。中期的には、搾取を生み出す社会構造の是正を目指す。学校における多様な教育の充実や教育の無償化とジェンダー平等の推進、とりわけ女子教育へのアクセス保障を通じて、貧困や不平等の連鎖を断ち切り「人権デューデリジェンス」を各政府・企業に求める。地域社会から「子どもに頼らない家計」\*\*という意識を広げ、段階的な法整備や職業訓練、無償資金協力を実行する。今いる子ども達への教育を拡充させることで、未来の児童搾取や貧困への防止にもつながる。長期的には、社会規範そのものの転換を図り、子どもや若者、女性、地域社会が変革の主体となる社会を目指す。ユース議会などを通じて当事者の声を政策に反映させ、未来の子ども達を守るために、法制度・人権制度が時代に合わせて柔軟に機能し続ける国際協力の在り方を重視する。

## Thailand

今年11月、日本でタイ人の12歳の少女が被害を受けた売春事件が発覚し、子どもの人身売買が国境を越えた深刻な問題であることが改めて明らかになった。児童売春や人身

取引は、一部の国や地域に限られた問題ではなく、世界共通の重大な人権侵害であり、国際社会全体で取り組むべき課題だ。

問題の背景には、複数の社会的・構造的要因が存在する。タイでは屋台や個人商業など、国への申請や登録が行われていない非公式経済が多く、政府の監視が十分に行き届かない。その結果、違法な児童労働や子どもの性的搾取などの問題が潜在化しやすい。また、移民や少数民族の子どもの中には、身分証明が不明確なために教育や社会保障を十分に受けられず、貧困や児童婚、ジェンダー不平等といった問題の連鎖に巻き込まれ、人身取引の被害に遭う人もいる。さらに近年では、SNSの普及により、オンライン詐欺が人身取引や性的搾取と結びつき、犯罪の手口が一層巧妙化している点も大きな要因である。

これらを踏まえ、短期的な対策としては、空港や港湾などの出入国拠点における監視体制の強化が有効である。警察、出入国管理当局、空港・港湾管理者が連携した合同パトロールを実施し、夜間や繁忙時間帯を重点的に監視することで、犯罪の抑止と被害者の早期発見が期待できる。また、出入国時に渡航目的や同行者との関係をより詳細に確認する制度を整え、職員やNGOが協力した通報・保護体制を構築することが重要である。実際に、入国審査の強化によって半月で約200人の入国が拒否された例もあり、これらの対策は一定の効果を示している。こうした取り組みは、タイに限らず各国で共通して実施されるべき人身取引防止策である。

中期的には、貧困家庭や山岳地帯、農村部に暮らす子どもたちへの教育機会の保障が不可欠である。授業料が無償であっても、教科書代や制服代などの負担が障壁となり、就学を断念する家庭が多い。そのため、教科書の無償化など実質的な教育費負担の軽減が求められる。財源としては、非公式経済活動を制度化し、簡易な個人所得税制度を導入することで税収を確保し、家庭の安定した収入と子どもの就学継続につなげる。また、学校までの距離が遠い地域では、小規模校の設立やスクールバスによる共同送迎も有効である。

長期的には、子どもの権利に対する認識を国際社会全体で高めることが不可欠であり、「児童労働撤廃のための世界デー」（6月12日）を積極的に活用したい。長期休暇中は観光客の増加により児童搾取のリスクが高まるため、教育機関において児童労働や子どもの性的搾取をテーマとした授業を実施するとともに、SNSなどのオンライン環境を活用した啓発活動を行う。さらに、共通のテーマを掲げた国際キャンペーンを展開することで、各 government や市民社会の参加を促し、子どもの人身取引を許さないという国際的な意識の醸成につながると考えられる。

## Türkiye

① 我が国では国内法律や政策、国際約束を通じて子どもの権利保護に努めているが、未だ完全には保証されていない。児童労働では、UNICEFやILOとの連携や社会保障制度を活用して対策を行っているが、貧困やインフォーマル経済の影響で5~17歳の約72万人が働いており、最近は感染症や経済危機で増加傾向にある。児童婚は原則18歳以上と定められているが、貧困や伝統的価値観により少女の約15%が18歳未満で結婚している。

児童買春・性的搾取は国内で犯罪とされているが、2023年には約4万件の報告があった。原因は通報困難やインターネット普及である。児童人身取引では予防や保護の政策をしているにも関わらず2019~2023年に1466人が被害にあった。

② 我が国では、次の4つを提案する。

1つ目は、UNICEF・UNESCO・UNFPA・UNODCなどの国連機関との連携強化であ

る。これにより、教育が受けられない子どもの支援、被害児童の保護、国境警備強化による児童の人身取引を防ぐなどの期待ができる。

2つ目は、宗教や信仰の自由を否定せずに、国連として宗教が理由の子どもの権利侵害を禁止する基準つくることである。信仰の自由・子どもの権利の両方の保護の観点で期待できると考える。

3つ目は、児童の人身取引において、最優先事項を被害児童の保護とし、出身国・経由国・到着国で互いに

連携して犯罪者の処罰を行うことである。このことが早急な被害児童の保護、加害者の処罰など効果的であると期待する。

4つ目は、自国の企業に対して国が人権デューデリジェンスを行うよう呼びかけ、サプライチェーンで子どもの権利侵害に関する問題が発覚した場合、改善するように促させるということである。児童労働の需要をなくすことで被害者減少につながることが期待できるため、これを提案する。

### **United Kingdom**

1 イギリスでは子どもに対する搾取が多様な形で現在も深刻な問題となっている。児童の人身売買や近代奴隸制として扱われる搾取では、年間の国の統計で子どもの約44%が被害を報告しており、刑事的搾取(ギャングによる犯罪行為への強制参加)が突出して多いことが指摘されている。また、英国独自の制度では子どもが適切に被害者として認識されず支援が受けられないケースもあり、定義や支援体制の不備が批判されている。さらに、ギャングによる「カウンティライイン」と呼ばれる手法である。カウンティライインでの薬物供給に共通する特徴は、若者や脆弱な立場の人々を搾取することである。売人はしばしば精神疾患や依存症を抱える子供や大人をターゲットにし、麻薬の運び屋として、あるいは現金を移動させることで、法執行機関の監視を逃れようとしている。子どもが麻薬取引などに利用される事件が後を絶たず、法制度の強化や保護策の充実が求められている。政府も新法や国の調査を進めているが、依然として多くの子どもが危険な状況に置かれている。

2 イギリスにおける子どもへの刑事的搾取やカウンティライイン問題は、取締り強化だけでは解決できない構造的问题である。そこでイギリスは、従来の「警察・司法中心モデル」から脱却し、子どもの生活圏そのものを守る「NEW カウンティライイン対策」を提案する。子どもに対する搾取問題を国家的危機と位置づけ、予防・保護・再発防止を柱とする政策を実施する。現在、カウンティライインに代表される犯罪的搾取では、子どもが加害者として扱われるケースが多く、支援から排除される危険がある。

そこで第一に、学校・医療・福祉・警察が連携する全国共通の情報共有システムを整備し、特定の駅・地域への頻繁な移動複数の子どもが同じ行動パターンを示すなど生活状況の急変を指標化して早期介入を可能にする。

第二に、国家紹介制度(NRM)を改正し、18歳未満の関与者は原則として被害者と認定する法的基準を設ける。また、独立した後見人制度を義務化し、在留資格や家庭環境に左右されない継続的な心理的・法的支援を保障する。

第三に、搾取の温床となる貧困や孤立への対策として、危険地域の若者に対する無償の職業訓練と就労保証制度を創設する。犯罪組織以外の将来像を示すことで、搾取の連鎖を断ち切ることができる。これらの政策を数値目標とともに実行することで、子どもの権利を守る国家の責任を果たしたい。以上のように、イギリスは「子どもを救う政策は犯罪を減らす政策である」という新たな枠組みを提示し、搾取の連鎖を根本から断ち切る社会を目指すべきである。

### U.S.A.

①アメリカでは、子どもの安全と福祉を守るため、連邦法および州法により児童労働の規制や子どもの人身取引、子どもの性的搾取への対策が進められてきた。特に近年は、連邦政府と州政府、民間団体が連携し、被害の早期発見や支援体制の強化に取り組んでいる。一方で、連邦制の下で州ごとに法制度や対応に差があり、子どもの権利保障に不均衡が生じていることは課題である。また、オンライン環境の拡大により、子どもの人身取引や子どもの性的搾取が国境を越えて発生しており、従来の枠組みだけでは十分に対応できない状況も見られる。アメリカはこれらの課題を認識し、子どもの最善の利益を重視しながら、国内外の協力を通じて保護の強化を目指している。

②アメリカは、子どもの人身取引および子どもの性的搾取を効果的に防止するため、実行力を重視した四つの政策を提案する。

第一に、世界各国共通の最低保護基準の確立である。各国の裁量を尊重しつつも、児童労働、子どもの人身取引、子どもの性的搾取に関しては、被害認定、通報義務、保護措置に関する最低基準を世界レベルで明確化する。これにより、国間の法的格差によって子どもが十分な保護を受けられない状況を是正する。

第二に、オンライン環境に特化した対策の強化である。アメリカは、IT企業やプラットフォーム事業者と連携し、違法コンテンツの自動検知技術の導入、通報システムの義務化、捜査機関との迅速な情報共有を推進する。また、国境を越える犯罪に対応するため、国際捜査協力とデータ共有の枠組みを拡充し、子どもの人身取引および子どもの性的搾取の摘発能力を高める。また、児童労働データの国際共有システムの構築も必要だと考える。これにより、問題が深刻な地域を早期に発見し、国際支援につなげることができる。

第三に、被害を受けた子どもへの包括的支援の制度化である。被害者を犯罪者として扱うことを防ぐため、司法・入国管理・福祉分野において共通のガイドラインを整備し、心理的ケア、教育機会の保障、社会復帰支援を一体的に提供する体制を構築する。特に、移民の子どもや社会的に脆弱な立場にある子どもに対しても、差別のない支援を確保する。

第四に、教育と貧困対策における支援である。子どもが働かなくても生きていける環境を作るために、学校や教育支援に国際的な投資を行うことが重要である。さらに、児童労働の根本的な原因である貧困や教育機会の不足に対処するためには、国際協力が不可欠である。アメリカは国際労働機関（ILO）やユニセフなどの国際機関と連携し、発展途上国における教育支援や雇用創出を支援することで、児童労働に依存しない社会構造の形成を後押しすべきである。これは、短期的な規制にとどまらず、長期的な視点で児童労働を減少させることが重要である。

第五に、国際社会から信頼を得るために、アメリカ自身が国内において高い人権基準を維持することが不可欠で（字数オーバーにつき削除）

### Yemen

現在イエメンでは、2015年から続いている政府と反政府組織のフーシ派との内戦により、「世界最大の人道危機」と呼ばれるまでに状況が悪化している。例として、インフラ整備の停止や治安悪化、児童徴用などが挙げられる。それにより、人口の66%が支援必須、その内54%が18歳未満の子どもたちと、子どもの搾取が横行する結果となっ

ている。特に子供たちにとって深刻な問題の一つが、教育機会の喪失である。国内では、様々な事情のために、就学年齢の子どもの4人に1人が学校に入学していないといわれている。このような状況下で、家族の生活を支えるための児童労働や子どもの人身売買が横行している。人身売買において本国はブローカーたちによる人身売買の中継国及び到着国となっており、18歳未満の子どもの被害者も多く存在する。こういった被害にあった子どもたちは、将来児童買春被害の対象者となる確率が非常に高い。また、児童婚の問題も深刻である。国内では、過去に保守派が反対し法律の制定がされなかつたため、女児の結婚最低年齢に関する法律がない。これは、合法的に児童婚が成立してしまうことを意味する。これは子どもの人権を著しく侵害しており、早急に解決すべき問題であると考える。更には武装組織による児童徴用も問題となっている。本国では紛争の継続により、フーシ派などによる児童徴用が後を絶たない。加えて、人身売買の被害にあった男子が武装勢力に売られ、児童兵として扱われる事態も起こっている。

上で述べたようにイエメンでは、児童労働、児童婚などの様々な問題がある。どれも子どもの基本的人権を深刻に損なっているが、この根底にあるのは「貧困」である。そこで我々は次のような政策を提案する。1つ目は、国際的な支援である。南アジアの地域では、国連組織からの援助によって子どもの教育機会が増え、健全な子どもが増加したことで結果的に児童婚の減少につながった。また、子どもの教育機会が増えることは、識字率の上昇につながり、世界的な情報への理解度が高まる。それによって子どもたちの将来の幅が広がり、結果的に教育の重要性がうたわれる社会へと変革する。このような事例を鑑み、世界銀行と協力した国連の子どもへの教育が不足している国に対しての金銭的・技術的援助を提案する。